

平成28年12月22日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第 2 号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条」を「第 5 条の 2」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（政策研究会）

第 5 条の 2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第 10 条の 2 の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て」を「議会は、市長等に対して、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。